石本家住宅家財蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積七三平方メートル	平成十九年文部科学省告示第百四十三号	新潟県新潟市江南区東本町五―三二一―四
石本家住宅物置	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二〇平方メートル	平成十九年文部科学省告示第百四十三号	新潟県新潟市江南区東本町五―三二一―
北村酒造店舗兼主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一三七平方メートル	平成二十一年文部科学省告示第百七十六号	三重県名張市新町一五六
北村酒造旧酒蔵酒母室	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積四七三平方メートル	平成二十一年文部科学省告示第百七十六号	三重県名張市新町一五六
北村酒造表門	木造、瓦葺、間口二・七メートル	平成二十一年文部科学省告示第百七十六号	三重県名張市新町一五六
旧正野薬店包装場	木造二階建、鉄板葺、建築面積一四七平方メートル	平成十一年文部省告示第百九十八号	滋賀県蒲生郡日野町大字村井一二八四
泉勇之介商店事務所及び主屋	木造平屋建、スレート葺、建築面積二六三平方メートル	平成二十二年文部科学省告示第八十九号	兵庫県神戸市東灘区御影塚町一―一
泉勇之介商店旧精米所	木造二階建、スレート葺、建築面積一一二平方メートル	平成二十二年文部科学省告示第八十九号	兵庫県神戸市東灘区御影塚町一―一
泉勇之介商店前蔵及び大蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積六四五平方メートル	平成二十二年文部科学省告示第八十九号	兵庫県神戸市東灘区御影塚町一―一
泉勇之介商店瓶詰め場及び貯蔵庫	木造二階建、スレート葺、建築面積一六一平方メートル	平成二十二年文部科学省告示第八十九号	兵庫県神戸市東灘区御影塚町一―一
別役家住宅店舗及び主屋	土蔵造二階建及び木造二階建、瓦葺、建築面積八一平方メートル	平成十六年文部科学省告示第百六十二号	高知県土佐市高岡町字藤並乙三三―二
別役家住宅東店舗	木造平屋建、瓦葺、建築面積三七平方メートル	平成十六年文部科学省告示第百六十二号	高知県土佐市高岡町字藤並乙三三―二
長坂商店水貯蔵タンク	鉄筋コンクリート造、直径二・一メートル、高さ二三メートル	平成十年文部省告示第百三十八号	秋田県横手市増田町増田字縫殿一一二
第一KSビル	鉄筋コンクリート造地上五階地下一階建、建築面積六八平方メートル	平成十七年文部科学省告示第十八号	東京都千代田区神田淡路町二―三
大丸屋大脇家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一七四平方メートル	平成二十四年文部科学省告示第二十六号	岐阜県中津川市馬籠三八八七
沼田家住宅旧りんご倉庫	煉瓦造二階建、鉄板葺、建築面積五四平方メートル	平成十八年文部科学省告示第百四十七号	北海道札幌市豊平区西岡四条一〇―三五〇―五三
旧旭商会	木造二階建、鉄板葺、建築面積九八平方メートル	平成十五年文部科学省告示第百六十一号	青森県八戸市小中野八―七八―二
長坂商店倉庫・事務所	土蔵造平屋建、鉄板葺、建築面積九一平方メートル	平成十年文部省告示第百三十八号	秋田県横手市増田町増田字縫殿一一二
蔵野歯科医院	木造平屋建、瓦葺、建築面積七九平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	茨城県ひたちなか市平磯町一一六一
旧南豆製氷所	石造・木造二階建及び石造平屋建、スレート葺及び瓦葺、建築面積四八九平方メートル	平成十九年文部科学省告示第百十七号	静岡県下田市一―六―一八
大谷焼大西窯作業場	木造平屋建、茅葺（鉄板仮葺）及び瓦葺、建築面積一七九平方メートル	平成十五年文部科学省告示第二十六号	徳島県鳴門市大麻町大谷字山田一九
大谷焼大西窯収納庫	木造二階建、瓦葺、建築面積二〇〇平方メートル	平成十五年文部科学省告示第二十六号	徳島県鳴門市大麻町大谷字山田一七
川鶴酒造東米蔵	木造平屋建、瓦葺、建築面積一八〇平方メートル	平成十四年文部科学省告示第百七十四号	香川県観音寺市本大町一〇三二―一
川鶴酒造明治蔵（旧西米蔵）	木造平屋建、瓦葺、建築面積一五〇平方メートル	平成十四年文部科学省告示第百七十四号	香川県観音寺市本大町一〇三二―一
山藤家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一三一平方メートル	平成二十二年文部科学省告示第九号	島根県江津市江津町二九八

○厚生労働省告示第二百五十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十三年厚生労働省告示第四百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十六年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十七年四月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表中「子どものための金銭の給付交付金」を「児童手当等交付金」に改める。